

令和8年度 第5回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和8年7月

魚 沼 市 農 業 委 員 会

令和8年度第5回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏 名	備 考
○		1	青 山 春 彦	
○		2	上 村 喜 久 雄	
○		3	小 岩 孝 徳	
○		4	星 仁 右 エ 門	
○		5	櫻 井 信 夫	
○		6	大 塚 寛	
○		7	井 上 健	
○		8	高 橋 英 毅	
○		9	渡 邊 英 男	
○		10	佐 藤 隆 雄	
○		11	浅 井 厚	
○		12	野 沢 忠 男	
○		13	瀧 澤 悟	
○		14	森 山 由 利 子	
○		15	菰 澤 芳 子	
○		16	貝 瀬 健	
	○	17	青 木 良 則	
○		18	星 野 幸 夫	
○		19	桑 原 正 文	

(事務局)

出	欠	氏 名	備 考
○		星 野 崇	
○		星 野 巧	
○		櫻 井 紀 彦	
○		菅 井 智 弥	

令和 8 年度

第 5 回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和 8 年 7 月 3 1 日

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 3 番 小岩 孝徳 委員 4 番 星 仁右ヱ門 委員
3	報告第 1 号 報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
4	議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号 追加議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について 農業委員の辞任願に伴う農業委員会の同意について
5		その他 閉会宣言 14 時 35 分

令和8年度 第5回魚沼市農業委員会総会議事録

令和8年度第5回魚沼市農業委員会総会は、令和8年7月31日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（星野事務局長）

定刻になりました。先週に引き続きということで、毎週大変ありがとうございます。

それでは、総会に先立ちまして、まず出席者数の報告をさせていただきます。委員定数19名でございますが、欠席の届け出がございましたのは議席番号17番青木良則委員1名ということでございます。出席委員18名ということで、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和8年度第5回の魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

はじめに桑原会長からご挨拶いただきます。

（時刻は13時30分）

桑原会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（桑原会長）

それでは、日程第1報告事項会務報告について事務局長お願いいたします。

事務局（星野事務局長）

では私から会務報告をさせていただきます。その前に今日の全体的な時間の流れでございますけども、総会終了後に今ほど会長からの話でもございましたけども、農地パトロールの説明会。この説明会の中で4地区部会に分かれて、また担当の割り振り等していただくんですが、それが終わった後でございますけども、第1部会と第3部会については、それぞれ地区部会をお願いしたい案件がございますので、そのまま残っていただきまして、第2・第4、第1・第3もそうなんですが、それぞれ地区部会なり、また農地パトの説明会が終わった後に推進委員さんのみ、その後残っていただきまして、各地区の推進委員の代表を決めたいと思います。今日それぞれ終わる時間がまちまちになってしまうので今日は多分難しいとは思いますが、後々それぞれ地区部会の中で推進委員の代表を4名決めていただきますので、その4人の中から互選で推進委員の代表をお決めいただきたいと思います。

なお、推進委員の代表につきましては、年に1・2回、幹事会ということで開催することがございますけども、その時に幹事会の幹事として、推進委員代表の

方からご出席いただく形になりますので、よろしくお願いいたします。

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（桑原会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1 地区部会会長（瀧澤悟委員）

第1 部会では、今回報告する案件はございません。以上です。

第2 地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2 部会も特に報告・連絡事項はありません。

第3 地区部会会長（青山春彦委員）

第3 部会ですが、農地法第3条の所有権移転売買の相談が経営面積3,000㎡以下の方から寄せられていますので、該当者と地区担当委員、事務局で面談を行いました。この総会終了後、今回案件について相談・協議したいと思いますので、第3部会の方々はお集まりいただきたいと思います。

また、資料についてはそれぞれの担当委員のところには事務局のほうから置かれていますと思いますが、写真入りの資料ですので、目を通していただければと思います。以上です。

第4 地区部会会長（小岩孝徳委員）

第4 部会、特に報告事項ございません。

議 長（桑原会長）

それでは、ただ今報告事項ということで、それぞれ報告をいただきました。内容について質問・ご意見がある方はよろしくお願いいたします。

（特になし）

しばらくはないようですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（桑原会長）

日程第2 議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名をさせていただきます。まず、議席番号3番小岩孝徳委員、議席番号4番星仁右エ門委員をお願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について

議 長（桑原会長）

続いて、日程第 3 報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（菅井主事）

議案書の 3 ページをご覧ください。

日程第 3 報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、今月は 9 件、22 筆、21,485 m²の届け出がありました。番号が 1 から始まるものについては賃貸借の契約、2 から始まるものについては使用貸借の契約になります。

解約の理由としては、売買、非農地申請、農地転用、契約内容の変更、第三者に売却、契約相手の変更のためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議 長（桑原会長）

報告第 1 号について、何か質問・意見あるでしょうか。

「なし」の声あり。

特になければ、報告第 1 号につきましては事務局の報告のとおりといたします。

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

議 長（桑原会長）

続きまして、日程第 3 報告第 2 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（菅井主事）

議案書の 7 ページをご覧ください。

報告第 2 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、今月は 21 件受理しました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けがされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。

なお、権利取得期日から年数が経っている届け出については、相続手続きの遅れ等により司法書士等から申請のあったものもあります。説明は以上です。

議 長（桑原会長）

報告第 2 号につきましては、事務局の報告が終わりました。内容につきまして、質問・ご意見のある方はお願いいたします。

「なし」の声あり。

ないようですので、報告第 2 号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（桑原会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の9ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買3件、所有権移転贈与1件、賃貸借権設定3件、使用貸借権設定1件です。

整理番号1	申請地	*****	田	667 m ²
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。申請地は譲受人が所有している農地と隣接し、1枚の田の一部であるため耕作の効率化が図れるため、譲受人と売買の話がまとまり、申請があったものです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2	申請地	*****	畑	45 m ²
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		

申請の理由は、耕作便利のためです。申請地は譲受人の住宅前であり、耕作に便利のため、譲渡人と売買の話がまとまり、合意に至ったものがあります。譲受人は農業経験もあり、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3	申請地	*****	畑ほか1筆	合計 419 m ²
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が高齢になり作業できないため、経営規模拡大を希望していた譲受人と売買の話がまとまり、合意に至ったものであります。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4	申請地	*****	田	265 m ²
	権利種別	所有権移転	贈与	
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が高齢になり農地を維持できないため、経営規模拡大を希望していた譲受人と売買の話がまと

まり、合意に至ったものであります。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号5番、6番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号5 申請地 * * * * * 田 4,997 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円/10a)
契約期間 令和8年10月1日から令和18年12月31日 10年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

整理番号6 申請地 * * * * * 田ほか1筆 合計 4,995 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円/10a)
契約期間 令和8年10月1日から令和18年12月31日 10年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地を貸付人が耕作できないため借受人により耕作されてきましたが、賃貸契約の満了により賃貸借の再設定をするためです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号7 申請地 * * * * * 田ほか2筆 合計 2,102 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円/10a)
契約期間 令和8年8月1日から令和18年7月31日 10年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。借受人はこの度新規就農し、耕作できなくなった農地を契約し、経営規模の拡大を図るためです。借受人は農業経営へ意欲があるので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号8 申請地 * * * * * 田 222 m²
権利種別 使用貸借権設定
契約期間 令和8年8月1日から令和18年7月31日 10年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が高齢で経営規模を縮小するため、新規就農し経営規模拡大したい借受人と話がまとまったものです。借受人は農業経営へ意欲があるので、効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番から8番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。第1号議案については以上です。

議 長（桑原会長）

第1号議案につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

小岩孝徳委員

整理番号1番について説明します。7月25日午前11時に酒井推進委員、譲受人立ち合いのもと、現地確認を行いました。当該圃場はきれいに耕作されており、今後も耕作していくとのことですので、問題はないかと思われま

上村喜久雄委員

整理番号2番ですが、7月30日、譲受人と面談、現地を確認しました。この譲り受ける農地については譲受人の隣というようなことで、譲渡人もまた譲受人も譲受人の畑に隣接しているというようなところから、面積も少ないというようなことで譲受人との売買が決まったということでございます。特に周辺に問題はありません。

高橋英毅委員

整理番号3番ですが、先日7月27日に両者とも立ち合い、現地を確認しました。事務局からの説明のとおり問題はないと思われま

議 長（桑原会長）

整理番号4番については、事務局の説明のとおりであります。

星野幸夫委員

整理番号5・6番ですが、7月29日に借受人に電話を行い、翌7月30日に仲丸推進委員と現地を確認いたしました。現地は適正に管理されており、何の問題もないと思われま

大塚寛委員

整理番号7番ですが、7月27日に借受人・貸付人両名と連絡を取りまして、話を聞かせていただきました。本来であれば今年の春から契約する予定だったそうなんですが、前所有者、譲渡人の父親になるんですが、この方が亡くなったため、申請の手続きが遅れたそうです。なお、現地は7月28日に大塚推進委員と2人で確認してまいりました。きちんと耕作され、草刈りなども丁寧にしてありましたので、何の問題もないと思いま

議 長（桑原会長）

整理番号8番については、事務局の説明のとおりであります。

ほかに質問等ないでしょうか。

（特になし）

しばらくしないようですので、採決に入ります。採決は権利の種別ごとに行いま

す。
まず、所有権移転売買に関する整理番号1番から3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、賃貸借権設定による整理番号5番から7番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定による整理番号8番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から8番まで、異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（桑原会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

農地法第5条第1項の許可申請については、先週24日の業務説明会でも説明をさせていただきましたが、A所有の田畑をBが購入または賃借等により住宅を建設するなどの転用目的で行う転用許可申請です。

今回の1件については、一般住宅の新築の目的で申請があったものです。それでは、説明に入ります。

整理番号1	申請地	*****	田	358 m ²
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****	外1名	
	転用目的	一般住宅及びカーポート建築敷地		
	申請概要	一般住宅2階建て1棟及びカーポート		
	農地区分	第3種農地		
	判断理由	水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、申請地の概ね500m以内に市立***小学校及び***保育園があるため		
	権利種別	所有権移転	売買	

譲受人は現在、家族と共に市内の賃貸住宅に居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭になったことから、新築住宅の建築を検討していたところ、当該地が学区等の条件を満たしており、譲渡人との話がまとまったため、転用の申請があったものです。

なお、本件の農地区分第3種農地の判定については、学校や保育園に近く、市街地化の傾向が著しい区域にある農地であることから第3種農地と判断しました。第3種農地の転用については、原則許可とされるものとなっております。

議長（桑原会長）

それでは、整理番号1番につきまして、事務局に続いて地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号1番ですが、ただ今事務局から説明がありましたが、担当委員として調査報告をいたします。まず、7月26日に山田推進委員と共に現地を確認しました。申請地は昨年病気で亡くなられた元所有者の兄弟で現在千葉県在住の実弟ほか1名が昨年相続した農地です。現在市内のアパートで暮らし、将来持ち家建設を希望する譲受人との間で売買の話が進み、不動産会社を介し、申請地に一般住宅及びカーポートを建築する話がまとまり、この度の許可申請に至ったものであり、申請にあたり特に問題は認められず、今ほど事務局が説明したとおり私から補足事項は特にありません。

議長（桑原会長）

ありがとうございました。それでは、議案第2号の整理番号1番につきまして、内容について質問・ご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

「なし」の声あり。

しばらくはないようですので、採決を取らせていただきます。

議案第2号整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（桑原会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の13ページをご覧ください。

議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定についてを説明いたします。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。

魚沼市農業委員会では、現況、数十年前頃より既に農地として利用していなく、荒れた状態であるとの相談が所有者からあった場合、事務局で現地確認等をした上で、非農地申請を提出してもらっています。その後本総会において承認を頂いた場合、所有者が農業委員会交付の証明書を添付して法務局へ地目変更登記をし、

登記地目を農地以外に変更するものです。

なお、魚沼市では、地目変更後の地目は原則、原野または山林の状態の場合のみ受付をしております。

では、説明に入ります。今月は3件、3筆、合計537㎡です。

整理番号1	申請地	*****	畑	131 ㎡
	申請者	*****		
	新地目	原野		
	非農地の原因	**地域の山間に位置し、平成年月日不詳より耕作放棄に。面積小、不整形地であり、雑草雑木が繁茂し、周囲の一部も原野化の状況。耕作不適・耕作不便。		
整理番号2	申請地	*****	畑	390 ㎡
	申請者	*****		
	新地目	原野		
	非農地の原因	**地域の平地に位置し、平成年月日不詳より耕作放棄に。所有者は亡くなっているが、死亡以前より雑草雑木が繁茂し原野の状況。相続人不在のため、隣接する宅地を含め管理がされておらず、相続財産清算人より申請があったもの。非農地とした後には宅地と一体的に売買し、新しい所有者により適切な管理をしてもらうこととなる予定。		
整理番号3	申請地	*****	畑	16 ㎡
	申請者	*****		
	新地目	山林		
	非農地の原因	**地域の山中に位置し、不整形地のため機械も使用できないことから約30年前頃より耕作放棄に。周囲を山林に囲まれており、山中深く農耕車両通行不能の状況。面積狭小、傾斜地の不整形地であり、耕作不適・耕作不便。		

以上、3件につきまして、現地確認等の状況から変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議長（桑原会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

しばらくはないようですので、採決を取らせていただきます。

議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番から3番まで、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議長（桑原会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第4号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを説明いたします。令和8年7月10日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼が魚沼市長より届いております。この農用地利用集積等促進計画につきましては、農業委員会の意見を聞くこととなっております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。従いまして、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することをお諮りするものです。

利用権設定	件数	30 件
	筆数	105 筆
	面積	99,128.00 m ²

所有権移転	件数	1 件
	筆数	2 筆
	面積	140.13 m ²

なお、促進計画につきましては、市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和8年9月29日からとなります。

それでは初めてなので、この議案第4号の表の見方を簡単に説明させていただきます。一番最初の15ページですけど、議案書の一番左の番号が2段になっています。上の段が1の時は新規、2番が更新、3番が移転、4番はほとんどないですけど配分、5番が所有権移転になります。下の段の番号は上の段の番号に対しての連番になっております。一番右の権利の種類、備考欄ですけども、上の段が権利の種類で、下の段にある一括方式とは農地を貸したい人から農地バンク、中間管理機構が借り受け、同時に借りたい農業者へ貸し出す手続きをワンステップで行うシステムのことになります。以前と少しやり方が変わったのですが、以前のやり方とのもっとも大きな違いは手続きの根拠となる法律と計画の名前が変わったこと、そして地域での話し合い、地域計画との連動が必須になったことです。これまでは、農業委員会が主導する農地法や基盤強化法に基づく利用集積計画というものを使って一括方式での手続きをしていました。しかし、法改正によりこれらは廃止・統合され、これからは市が地域の皆様と話し合って作る将来の農地利用図である地域計画、目標地図も含め、がベースになります。この地域計画に沿う形で農用地利用集積等促進計画（バックアップ促進計画）という新しい計画を使って一括方式の手続きを行うルールに変わっております。

以上です。ご審議よろしくお願いします。

議 長（桑原会長）

議案第４号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

しばらくはないようですので、質問等がなければ採択に入ります。

議案第４号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、意見特になしで報告をいたします。

農業委員の辞任願に伴う農業委員会の同意について

議 長（桑原会長）

それでは、ここで青木良則農業委員より辞任願が提出されております。つきましては、青木良則農業委員の辞任の件を、追加議案第１号農業委員の辞任願に伴う農業委員会の同意についてとして日程に追加し、議題とすることとしますがご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、追加議案を事務局より配付願います。

（追加議案 配付）

それでは、追加議案第１号農業委員の辞任願に伴う農業委員会の同意についてを議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（星野事務局長）

それでは、今ほど配付させていただきました追加議案でございますが、青木農業委員より本日７月３１日付で農業委員を辞任したい旨の届け出がございました。農業委員会等に関する法律第１３条第１項の規定によりますと、農業委員は正当な事由があるときは、市町村長および農業委員会の同意を得て委員を辞任することができるという規定がございます。青木委員でございますけれども、この議案に記載のとおり体調不良により職務遂行が困難となったということでございますので、そのような理由ということでご審議をお願いしたいと思いますし、なお辞任の賛同につきましては出席委員の過半数以上が必要になっておりますので、ご審議のほどお願いいたします。

議 長（桑原会長）

ただ今の説明につきまして、質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

大塚寛委員

この体調不良というのはもうずっと治る見込みはないということですよ。

事務局（星野事務局長）

ご本人の話ですと、お見込みのとおりでございますが、総会へ出席もできない

し、ご迷惑をおかけしてしまうという理由でございますので、そういったことで申し出が出ております。

大塚寛委員

分かりました。

議 長（桑原会長）

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

しばらくはないようですので、青木良則農業委員の辞任について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手 全員）

全員挙手と認めます。追加議案第 1 号農業委員の辞任願に伴う農業委員会の同意については可決されました。

今後、市長へ答申・同意を得て辞任となります。ありがとうございました。

その他

事務局（星野事務局長）

- ・ 青木委員辞任後の新しい委員の公募について

事務局（菅井主事）

- ・ 8 月 6 日開催の新規農業委員の研修会について
- ・ 11 月 17 日開催の全国農業担い手サミットについて
- ・ 8 月 21 日予定の農地利用調整先進事例調査（上越視察）について
- ・ 配付資料、令和 8 年度広報活動の年間スケジュールについて

事務局（櫻井主任）

- ・ 令和 8 年全国農業新聞普及拡大計画の説明と目標案の承認について

議 長（桑原会長）

それでは、本日提案の報告及び議案につきましては、慎重審議をしていただき、誠にありがとうございました。これで、会を閉じさせていただきます。さっき申し上げましたように、来週から非常に高温になるという予想がありますので、皆様熱中症等ならないように十分体に注意して活動をしてもらいたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

（時刻は 14 時 35 分）

上記会議の内容は、令和８年度第５回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和８年８月２５日

魚沼市農業委員会

議 長	桑原 正文
議席番号	３番 小岩 孝徳
議席番号	４番 星 仁右エ門